

秋田県告示第45号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成31年1月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
平成31年1月11日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社桜工業
湯沢市岩崎字岩崎66番地8
代表取締役 石川 久一郎
秋田県知事許可（般-28）第81028号
- 3 処分の内容
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成31年1月11日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。